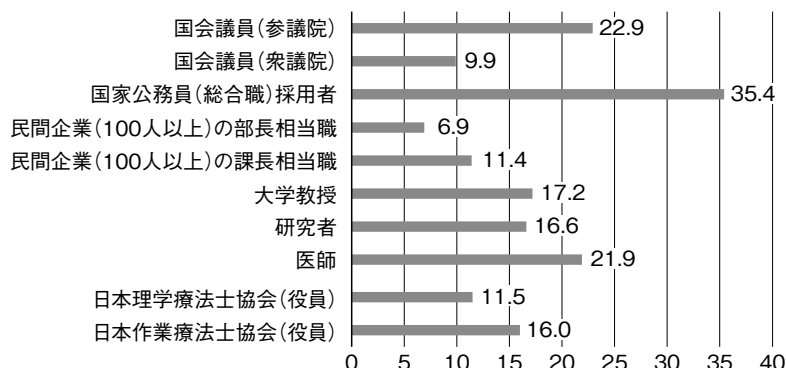


各分野で「指導的地位」に女性が占める割合



2003年に国は、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になる」ことを目標に掲げた。「指導的地位」とは、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者と定義される（男女共同参画会議）。2020年7月、残念ながら、この目標は先送りされることとなった。国際的にみても、わが国の男女間の格差は非常に大きいことは周知の通りである。ご参考までに、OT協会、PT協会役員に占める女性の割合も提示する。

「男女共同参画白書 令和2年版」、日本作業療法士協会 HP、日本理学療法士 HP（2020年10月28日参照）より作表